

Title	合衆国の最低賃銀制度を論じて移民問題に及ぶ
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.2 (1920. 2) ,p.214(72)- 230(88)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200200-0072">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200200-0072</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 合衆國の最低賃銀制度を論じて移民問題に及ぶ

堀 江 歸 一

最低賃銀公定制度の母國たる濠洲殖民地に於ける同制度の狀況並に濠洲の制度を模倣して制定せられたる英國の最低賃銀法に就ては、從來多くの機會に於て、之を論述したるが、獨り北米合衆國に於て、此制度が如何に遇せられつゝあるやの問題に就て、未だ充分に之を論述したることなく、近業、労働問題の現在並に將來に於ても、纔に數行を費すに止めたり(同書一七八頁)然も最低賃銀公定の事たる、結局第二回以後の國際労働會議の議事に付せらる可き問題にして、我國亦早晚此制度の適用を免がれざらんとす。即ち余が本論に於て、特に合衆國の最低賃銀制度を論究し、以て同制度に關する從來の研究を全うせんとする所以なり。

グキクトリア殖民地が工場並に店舗法に依り、最低賃銀公定に關する制度を規定したるは、實に千八百九十六年なりしが、當時に於ては、此問題に對する當否の如きは、未だ合衆國官民の注意を惹くに至らざりき。彼等が此問題に就て始めて覺醒したるは、實に千九百九年英國に於て、最低賃銀公定法案が議會の議事に上り、次いで法律として公布せられたる當時にして、其後二年即ち千九百十一年に於ては、ミネソタ並にウキスコシンの兩州議會に、法律の權限に依て、賃銀の低廉なる事業に於ける最低賃銀を決定するの法律案提出せられ、次いでマッサチユース、州に於ても、州内の事業に従う婦女少年の賃銀を調査し、最低賃銀を決定する行政局を設立するの可否を次期の立法部に報告するの任務を以て、一の委員會組織せられ、同委員會は翌年此立法の可なる所以を報告し、同州に對しては勿論、他の諸州に對しても、最低賃銀公定の趨勢を盛ならしめたり。斯の如く最低賃銀公定の制度は濠洲に行はれたるものを端緒として、次第に他に及ぶに至れりと雖も、此立法の目的とする所は其行はるゝ國の如何に依て、相違あることを知らざる可からず。グキクトリアの立法が所謂スエッチングを抑制し、一部の労働者が長時間を通じて、格外に低廉なる賃銀の下に、労働を強ひらるゝの弊を一掃するの目的に出でた

るは明白の事實にして、隨て最低賃銀制度にして履行せられんか、有色人種殊に支那人の競争に依て、白濠洲人の生活の脅かさるゝ掛念をも除くを得るものと豫期せられたり。而してヱキクトリアの最低賃銀局は四名乃至十名を以て、委員の定數とし、其半數は事業主の側より、他の半數は労働者の側より選舉し、外に双方に依て選舉せられたる一名の委員長を有するの組織にして、此局は立法部の指定したる事業に就て設立せらるゝ規定なり。固より此法律に於ては「ヱキクトリア」に於ける總ての労働者に對して、標準生活賃銀を公定することを期したるものに非ず。現に千九百三年の修正法は此點を明にし、最低賃銀局の決定は平均能率を有する労働者に對して、名譽ある事業主の支拂う平均代價に基く可きことを規定したり。此規定中、名譽あると云ふは、最良と云ふ意義に相當するものと解釋せられたれども、尙ほ斯る文字の爲めに、賃銀局の決定の拘束せらるゝこと少なからざるを以て、千九百七年全然法文中より削除し、賃銀局は最低賃銀の決定に就て、自由に處斷するを得るに至れり。但し賃銀局の決定の當を得ざる場合に、之をして其正しきに就かしむる目的を以て、設立せられたる一の機關あり。工業控訴裁判所なるもの

是れにして、最高法院判事の一名を同所の判事とし、總て賃銀局の決定に對する控訴を受理せしむ。事業主並に労働者は勿論政府亦控訴を爲すの自由を有するも、控訴の爲めに、賃銀局の決定を施行するを遅延せしめず。裁判所は斯る控訴を審理し、決定するに就て、最高法院と同一の權限を有し、且法律上の形式に拘泥せず、事件に於ける眞實公正とする所に依て、指導せらる可く、又問題に付せられたる賃銀局の決定が商業の進歩若しくは労働使傭の維持に有害なる結果を齎さざるを得るや否やを考量し、若しも斯る結果ありとする場合には、裁判所は之を除却し、又は防止し、同時に労働者の生活を確保するに必要な修正を爲す可きものとしたり。然るに事實に徴するに、賃銀局の決定に對して控訴裁判所を煩はしたる場合は、甚だ稀にして、賃銀局の決定は多く實際に適用せられたり。而して賃銀局が賃銀を決定するや、各種の産業に於ける事業主と労働者とを相會合せしめて、相當の額を求め、一旦之を決定したる後に於ても、經濟上の事情の變動するに隨て、賃銀並に労働條件を改訂し、以て時勢の推移に伴はしむることを期したり。斯くてヱキクトリア州には、賃銀局の組織せられて以來十年間、重要なる同盟罷業の行はるゝも

のを見ざりき。故にヅキクトリアの賃銀局を通じて、賃銀を公定する制度は一方に労働者の爲めに、生活の標準を保護し、他の一方に産業的平和の確實なる基礎を得る二重の目的を有したることを知る可し。

千九百九年英國に於て制定せられたる最低賃銀に關する立法は必ずしも産業的闘争に處するが如き、大なる目的を有したるに非ず、單に正常生活に關する英國民の觀念に基き、生活標準を維持する爲めに、スエツチングを廢止し、労働時間の不當に永きを減縮し、不法に低廉なる賃銀を引上げんとするものに外ならず。隨て法律に於ては、商務院の指定する所に據り、如何なる事業にも賃銀局を組織するを得ると雖も、其組織せらるゝは、事實に於て、スエツチングの行はるゝことの最も甚だしき事業に限られたり。此點に於ては、ヅキクトリアの最低賃銀法に相違すれども、他の諸點即ち最低賃銀公定の方法若しくは其標準に於ては、ヅキクトリアの立法と軌を一にしたり。

## 二

從來北米合衆國に於ては、法律の效果に據り、私人の經營する企業に於ける賃銀

率を左右するの政策を不可なりとしたり。蓋し其理由とする所は斯る政策が憲法上の規定に違背するの一事に存したり。固より賃銀公定に關する計畫にして、經濟上の論據に基きて、有利なるものなる以上は、經濟學者が之を合衆國に誘導するの主張を爲すに就て、何等妨げらるゝ所なきの道理なれども、尙ほ憲法上に於ける斯る疑義の一掃せらるゝは、計畫を進むるに、必要の道なるや、論を俟たず。茲に於てか合衆國に於ては、最低賃銀制度の經濟上に於ける効果を考量するに先だち、憲法上の問題を攻究するの必要を存したり。

然らば合衆國憲法は如何なる點に於て、最低賃銀制度と交渉を有するやと云へば、要するに二個の點より來るものに外ならず。其一は合衆國憲法第十四修正に對する高等法院の解釋にして、他の一は法令と憲法との關係に就て、最終の判決を下す高等法院が所謂正統學派の經濟學說を信條とする判事に依て支配せられつゝあるの事實是れなり。千八百六十八年以來合衆國に於ては、如何なる人も高等法院の解釋する法律上の手續に據らざる以上は、生命、自由並に財産を害せらるゝものに非ざること、明瞭なり。但し茲に或は自由を害せらるゝと云ひ、或は財産を

害せらるゝと云ふ文字の意義に就ては、從來幾多の論争あり、而して此論争が私人企業に於ける賃銀を法律に依て左右することの當否と關係を有することゝ爲れり。蓋し憲法上の自由なるものは單に有形的拘束に對する自由を意味するか、將た又如何なる方式に於けるを問はず他人に對して、同様の自由を保證するに必要とするものを除き、總ての支配より人をして自由ならしむるの意味なるか。若しも前者の意義なりとすれば、法律を以て、私人企業に於ける賃銀を左右するも人身に何等の束縛を加ふるものに非ず、單に契約を締結する法律上の能力を制限するものなる以上は、之を以て自由を侵害したりとす可からず。又自由を以て、後者の意義なりとすれば、最低賃銀制度の如き、代價の最低なる市場に於て労働を購はんとする傭者の自由と其與へらるゝ所に對して、労働を賣らんとする労働者の自由とに障害を及ぼすものとせざる可からず。合衆國高等法院は從來後者の解釋を以て、最低賃銀公定の問題に臨み、斯くて此制度の實現を困難ならしめたり。固より多數の聯邦州に於ては、憲法に認められたる契約の自由は成年男子に限らるゝものにして、女子の如き、兒童の如きは、共に國家保護の下に居り、隨て法律は適當と

認むる所に依り、契約を締結するの自由に干涉を加ふるを得べく、是れ私人企業に使役せらるゝ女子兒童の賃銀を公定する法律が成年男子の賃銀を公定する法律に對するが如き、憲法上の反對を蒙らざるを得る所以なり。此事情に鑑み、又女子並に少年の産業上に掠奪せらるゝの事實に徴し、合衆國に於ては、ヰキクトリア並に英國に行はるゝ所に據り、女子並に少年にのみ適用せらるゝ最低賃銀法を制定するの議論は次第に高きを加へたり。然れども經濟上の理由より云ふときは、男子の賃銀の低廉なるが爲めに生ずる弊害は女子労働者の賃銀の低廉なるに伴う弊害に比較して、讓るものあるを知らず、否男子が家長として、家計を維持する責任を有するの點より見れば、其賃銀の低廉なるは家計に依頼する總ての人々に不利なる影響を及ぼす可く、隨て賃銀を生活の或る限度に相當せしむるの點に於て維持する政策を正しきものとすれば、家長たる男子の賃銀に之を適用するは、最も正しき道なりとせざる可からず。合衆國の各州に於て、最低賃銀に關する立法の進捗したるは、斯る便宜的見解の行はるゝに至れる結果なりとす可し。

## 三

然らば最低賃銀は如何なる標準に依て、之を算出す可きか、將又法律は最低賃銀に對して、如何なる解釋を下す可きものなるか、次に起る問題なり。蓋し合衆國の如き、經濟事情は勿論國民生活の狀況に急劇の變動を生ずる國に於て、法律を以て畫一に生活の標準點を決定し、之に相當する賃銀の最低額を公定するが如きは、容易の業に非ず。隨て所謂フラット、レート制はウータ、アーカンサスの兩州に行はるゝに止まり、廣く他に及ばず。ウータ州に於ては、十八歳以下の女子に對しては、一日七十五仙、不熟練の成年女子に對しては一日九十仙、熟練ある成年女子に對しては一日二十五仙の割合を以て、又アーカンサス州に於ては、熟練労働者に對して一日一弗二十五仙、六個月以下の經驗を有するに過ぎざる女子に對しては、一日一弗の割合を以て、畫一的最低賃銀を法定したれども、斯る畫一的公定は各種の産業若しく其所在地に於て相違する事情に適應して、賃銀を決定するに困難なるを免かれず。茲に於てか、ウキスコンシン州の如く、最低賃銀法に於ては、單に最低賃銀を以て、労働者並に労働者に附屬する家族に對し、生活上の必要なる享樂を保護するに足るの程度に於て定められたる労働の報酬なりとし、一方に法律に於ては、所

謂、生活上の必要なる享樂に就て説明せず、總て其決定を産業委員會に委ね、産業委員會は調査に關して有する權限の下に、公衆若しくは利害關係者を召喚査問し不利の狀況に在る職業を類別し、賃銀の低廉なる労働者の爲めに、生活の標準に相當する賃銀を決定する權能を有することゝしたり。而して千九百十二年マツサチユーセツ、州に於て制定せられたる最低賃銀法も亦ウキスコンシン州に於けると同一の主義に據れるものにして、賃銀の低廉なる支拂に對して、法律は公衆を保護せざる可からずとし、一方に賃銀の低廉なる支拂を以て、生活に必要な費用を供給し、且つ労働者の健康状態を支持するに不適當なるものなりとしたるが、法律は賃銀の額に就ては、何等の規定を設けず、最低賃銀委員會を組織し、同委員會に於て、賃銀の不法に低廉なりと認めたる事業に限り、賃銀局の設立を命じ、同局の建言する所に據て、委員會自ら最低賃銀を決定する方法に出でたり。

合衆國に於ては斯の如く法律を以て、直接に最低賃銀を公定する方法を行はず、寧ろ委員會の決定に之を委するの方針に出でたるが、然も委員會は此決定を爲すに就て、如何なる標準に據らんとするか、此點に就ては、從來種々の調査の行はれ

たるものあり。其二三を擧げんに、ストリートフが北部小都會に於て、正常なる生活状態を維持するの費用を年額六百五十弗としたるが如き、チャピンが紐育に於ける生活費を年額八百弗としたるが如き、其重なるものなるが、更に移住民委員會が製造業並に鑛山業に従事する内外國労働者の家計に就て調査したる所に據れば、移住民にして相當の状態に於て、生活するには、年額七百二十一弗の収入を要すとしたり。然らば實際に彼等は之に相應する所得を收めつゝありやと云へば、決して然らず。所得の多きものにして六百弗の上に出でざると共に、少なきものは三百弗に達せず、年齢十八歳の女子にして、一年の所得二百三十九弗に過ぎざるものすらあり。果して然らば不熟練労働者の賃銀が適當なる生活標準の要求する所に應ずるに足らず、所得の不充分なる爲めに、肉體を毀傷するは勿論所得が衣食住三者の要求を充すに足れりとするも、此以外に知識的精神的生活を營むに何ものをも剩さざるの状況は頗る明瞭なりとせざる可からず。斯る状況を救済するに、最低賃銀公定法を以てするは、如何なる理論上の根據に基くものなるか。蓋し最低賃銀の制度たる、決して新奇の事に非ず、労働組合の定むる標準賃銀の如きも、

亦組合所屬労働者の間に、最低賃銀を定むるものに外ならず、唯法外に賃銀の低廉ならんとする労働者に對して、賃銀率に一定の限界を設けんとするの點に於て、多少の相違あるを認む可く、斯くて最低賃銀公定の爲めに、労働者の競争する領域を制限すると雖も、競争其ものを廢絶するに非ず、恰も工場法に於て、衛生、清潔、通風、労働時間の標準を限定するものと趣意に於て異なる所あるを知らざるなり。

最低賃銀公定の結果として、其實施と同時に發生する所は標準以下の賃銀を以て、成年労働者の職業に就くものなきに至るの一事なり。固より從來標準以下の賃銀を以て、労働したる者が直に職業を失ふに非ざると共に、斯る労働者の賃銀亦必ずしも最低限度に引上げらるゝにも非ず。或る労働者は賃銀増加の利益に浴す可く、他の労働者は職業を失う可く、要するに特殊労働者の能率と其の労働者に對する需要の性質とに依て、定まるものとす可し。唯茲に最低賃銀を決定し、之を産業に適用するに當つて、困難を生ずるは、最低賃銀を適用せらるゝ産業に従事する労働者の間に、種々の異なる生活の標準點存在し、相互に競争しつゝある場合は、是れなり。即ち労働者に幾多の部類あり、而して是等諸部類に於ける労働者が總

て同一の能率を有せざる場合に、一率の標準に依て、最低賃銀を適用せんか、能率の大なる産業を存続せしむると共に、其小なる産業を斯界より驅逐するの結果を生ぜざるを得ず。或は之を以て一國にスエツチングの跡を絶つ所以なりとする論者あるやも知る可からずと雖も、スエツチングの廢絶と産業其もの、禁止とは全然別個の問題なり、産業は之を存続し、唯其産業に附着したるスエツチングの分子を除却するを得るの道ありとせんか、一國の立法者たるものは正に之を求めざる可からず。此種の問題はウキクトリア殖民地の家具製作業に於て、支那人労働者の使役せらるゝもの多き爲めに、白人労働者の爲めに公定したる最低賃銀率を全部の家具製作業に適用するを可なりとするや否やに就て、議論を惹起したるが、同一の事情は合衆國に於て之を見るの甚だしきものあり。即ち合衆國の諸工業に従事する労働者の中に、生活標準の異なるもの多きは、著明の事實なるのみならず、各人種間に於ける分業若しくは職業分布の相違に伴う賃銀の高低も亦著しきものあり。現に前記移民委員會の報告書に據るに年額五百弗以下の所得を以て労働するものは、黒人家族中に五割九分六厘あり、外國出生者の家族中に四割一分

六厘あるに反し、外國人殊に北西歐洲諸國人を父系に有する労働者中には一割九分、合衆國土着の白哲人を父系に有する労働者中には一割五分七厘の少數に止まるの事實あり。故に合衆國に於て斯る生活標準の低き、又労働能率の劣れる外國人種に對して、合衆國自身に適應すると認むる生活標準の賃銀率を適用することは、同時に内國に於ける幾多の職業より多數の外國人を排斥するは至る所以たるざるを得ず。外國人が合衆國に移住し來りたる後に、其労働上に於ける能率が進歩して、内國労働者と同一の程度に達すれば、何等問題を生ずるの餘地を存せずと雖も、其能率依然として劣等なる場合に、最低賃銀法の厲行せらるゝことあらんか、事業主は最低賃銀を支拂つて、其賃銀額に相當する能率を有せざる外國移民を使傭するを好まざるや、知る可きのみ。即ち外國殊に東洋諸國の移民は合衆國に於て、労働組合の標準とする能力を有せざること、人種上の僻見とに依て、労働組合に加入する能はず、而して最低賃銀制度の實行は事業主をして彼等の使傭を拒絶せしむるの理由たるの觀あるを免かれざるなり。

然れども之を全體に就て見れば、最低賃銀法の制定は一般の労働者階級に種々



の利益を齎すに至る可し。第一立法に依て最低生活標準に相當する賃銀を決定するときには、勞働者中最貧無援の状態に居る者をして富裕にして又勢力ある勞働者の任意的團體を通じて收むる利益に與らしむるを得べし。固より有力なる勞働組合は組合所屬の勞働者に對して、法律所定の最低賃銀並に勞働時間の制限に依て與ふるよりも、大なる利益を與ふるを得べしと雖も、スエツチングに苦しめらるゝ勞働者の如き、斯る利益に浴する能はず。又時に團體を組織するも、其利益を主張するの勢力を有せざるなり。然らば法律に依て最低賃銀を定め、又勞働の一般的條件を律するは、之を私人の團體に託するよりも、特殊の階級の横暴なる處置に對して、公共の利益を保護する所以たる可し。第二法律を以て、最低賃銀制度を設けたる以上は、同時に勞働不適者と失業者との間に相當の區別を爲さざる可からず。蓋し最低賃銀法の下に、失業者は職業に就きたる場合に、自己の收め得べき賃銀の最低額一定し之に安んずるを得べしと雖も、勞働不適者に至つては、此最低賃銀額に相當する能率を供へざる者なるが故に、動もすれば法律の規定に反して、最低額以下の賃銀に甘んじて、勞働に當らんとす可く、此弊を防がんとするには、斯る

輩に對する救貧上の施設を完備せざる可からず。第三從來一部の勞働者が職業を求むるや、低廉なる賃銀に安んずることを有力なる理由とし、事業主亦勞働者の弱點に乘じ、出來得る限り、最低の賃銀を以て、契約を結ぶを可なりとしたれども、最低賃銀制度實行の曉には、斯る取引の方法は到底行はる可からず。勞働者は賃銀の低廉を競はずして、熟練の程度、能率の如何を争うと共に、事業主亦勞働者をして充分の能力を發揮せしめ、又斯る生産せられたる物資の販路を得るに就て、全力を盡すに至るの道理なり。唯斯の如く最低賃銀の制定と勞働能率の上進と相伴う場合には、甚だ可なりと雖も、兩者の離反したるときには、最低賃銀法は大なる缺陷を現はさざるを得ず。蓋し賃銀は終局に於て、能率に依る可きものなり。最低賃銀法の制定は勞働者に對して、彼等の値する所よりも、多くを彼等に與ふるの效果ある可しと雖も、勞働者にして其増加したる所得に相應する程度まで、物資の産出高を増殖するに非ざれば、彼等は其勞働に對して、正當に値する所よりも多くを社會に就て奪取しつゝあるものと云はざる可からず。茲に於てか最低賃銀の公定を實行する政府は同時に勞働能率の最低標準を維持するの責任を負うの道理に

して斯くて最低賃銀の立法と工業上の教育とは同時に相併行す可きの道理を生じ、又合衆國の如き外國より移住民の渡來する國に於ては移住民に依て、下級勞働者の供給を制限するの手段に出でざる可からず。

最低賃銀の公定は必ず次回國際勞働會議の問題たる可きものなり。合衆國は從來の如き州法を以て最低賃銀制度を全國に普及するの方針に出づるや、將た又國法を以て、全國に於ける最低賃銀制度を統一するの手段に出づるや、之を知らずと雖も、同國に於て最低賃銀制度の行はるゝ風潮の盛なれば、盛なるに隨ひ、東洋移住民の入國若しくは勞働に對する制限は嚴峻を加ふるものとせざる可からず。我國が第一回會議に於て、自ら特殊國の地位に退きたることは將來の對外移民問題を解決するに、困難を加ふる所以と爲りしや、論を俟たず。更に第二回の會議に於て、一方に特殊國の地位を株守すると共に、他の一方に最低賃銀制度の實行に躊躇するが如きことあらんか、其結果の我國立國上に不利を及ぼすもの大ならざるを得ず。如何にして近き將來に最も圓滿に我國に最低賃銀制度を實行す可きやは、今日識者の最も熱心に攻究す可き問題たることを失はざるなり。

## 再 論 Guild Socialism (一)

小 泉 信 三

前年同じ問題を論ずる一文章を公にした時には(拙稿「集産主義及びサンガカリズム」A批評としてのギルドソシヤリズム)國家學會雜誌大正六年五月、六月號参照)英吉利本國に於けるギルドソシヤリズム運動は極めて幼稚の状態に在つて参考すべき書籍はG. D. H. Coleの處女作「勞働の世界」にS. G. Hobsonの(當時は編纂者O'rageの名を以て公にせられた)National Guildsの外には何しなかつたが、その後二三年の間に此運動は意想外に世の反響を喚び起こして新聞雜誌に「ギルドソシヤリズム」なる文字を見ることは漸く頻繁となつた。此一篇は舊作の公にせられて以來世に現はれた「ギルドソシヤリズム」主張の書籍數冊を参考して些か前日の論の足らざる點を補ふ意味で作られたるものである。

(一)

ギルドソシヤリズムは英吉利に於ける最近の一社會主義學說であつて、同時に勞働組合學說發展の最近の産物である。英吉利の勞働組合運動史を見ると千八